

(1) 計画策定の趣旨

「食」は命の源であり、自然からの豊かな恵みと、創意工夫に富んだ地域の食文化が地域の活力を支え、人間の生きる力、意欲を生み出し、人ととのつながりをつくる上で大きな役割を果たしています。

しかしながら、近年、生活環境の変化等から「食」を大切にする心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事等に起因する生活習慣病の増加、食品の安全性への不安、伝統ある食文化の喪失など、食に関する様々な問題が指摘されています。

このような状況のなか、国では、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようとするため、平成17年7月に「食育基本法」を施行し、食育を国民運動として推進するとともに、平成18年3月には、食育に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的に「食育推進基本計画」が策定されました。

一方、和歌山県を見ると、急峻な山々と河川流域に広がる平野、また約600kmに及ぶ海岸線を有し、果樹ではみかん、柿、梅、桃などが季節ごとに生産され、野菜では冬季を中心としたブロッコリー、白菜などの露地栽培や都市近郊という立地を生かした軟弱野菜の生産も盛んです。水産業においても瀬戸内海域でのしらすやたちうお、太平洋海域でのあじ、さば、かつおなど、地域や季節により様々な魚介類が水揚げされるなど、海の幸・里の幸の宝庫であるとともに、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」など、長い歴史と気候風土に育まれた地域特有の食文化があります。

これまで本県では、農林水産業の生産現場での体験交流や学校給食への地元農林水産物の利用促進等といった地産地消の取組に加え、直売施設、観光農園や都市住民との交流を通じ、食べ物の生産現場や食文化、農山漁村への理解促進など「食」にまつわる様々な取組を推進してきました。

さらに、「和歌山県健康増進計画『元気わかやま行動計画』」に基づく健康で良好な食生活の実現や生活習慣病の予防対策に取り組み、「和歌山県次世代育成支援行動計画～紀州っ子元気プラン～」に基づき、子どもに対する食育を計画的に推進してきました。

今後、食育を着実かつ実効性のある取組としていくためには、行政や関係団体、あるいは家庭、保育所・幼稚園・学校、地域などの各分野毎に独自に推進してきた取組

を、互いに補完し合い、連携を強化することにより、点から線、線から面への取組に転換していくことが必要です。

こうした背景から、「食育基本法」及び「食育推進基本計画」の趣旨を踏まえ、和歌山の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として、「和歌山県食育推進計画」を策定するものです。

(2) 計画策定の背景

本計画を策定する背景には、県民にとって毎日欠かせない「食」を巡る様々な課題があります。

● 県民の食生活の内容をみると、朝食の欠食をはじめとする不規則な食事や栄養の偏りが見られ、生活習慣病を引き起こす要因となる肥満の人の割合が依然多く、全国に比べ、がん、心臓病などによる死亡率も高く、平均寿命が短くなっています。

● 児童生徒における朝食欠食者の割合は全国平均に比べて少ないが食事内容に課題があること、年齢が高くなるほど欠食率や孤食が増加していることにより、早い段階での健全な食生活の習慣化が望まれます。

また、給食を活用した食育を推進していく中で学校給食の実施率が低いことから、給食未実施校における給食を推進していくことや、給食未実施校、高等学校での食育を充実させることも必要です。

さらに、県外の大学・短大へ進学する者の割合が全国1位である現状の中、高等学校を卒業するまでに正しい食習慣の修得と健全な生活習慣を定着させる取組も必要です。

● 農林水産業においては、全国有数のみかん、柿などの果樹や種々の野菜生産をはじめ、むろあじ、たちうお、しらすの水揚げなど県内各地で多種多様な生産がされているものの、食料を生産している農業や漁業の就業者が減少しています。

また、流通形態が複雑になり「食」と「農」の距離が益々離れていく現状に対し、第一次産業が盛んであるという本県の特性を活かし、県産農林水産物の機能性や产地紹介等の啓発活動、生産現場での消費者との交流などを通じて農林水産業への理解促進を図るとともに、生産者と消費者の顔が見え、信頼できる関係を構築するための取組が必要です。

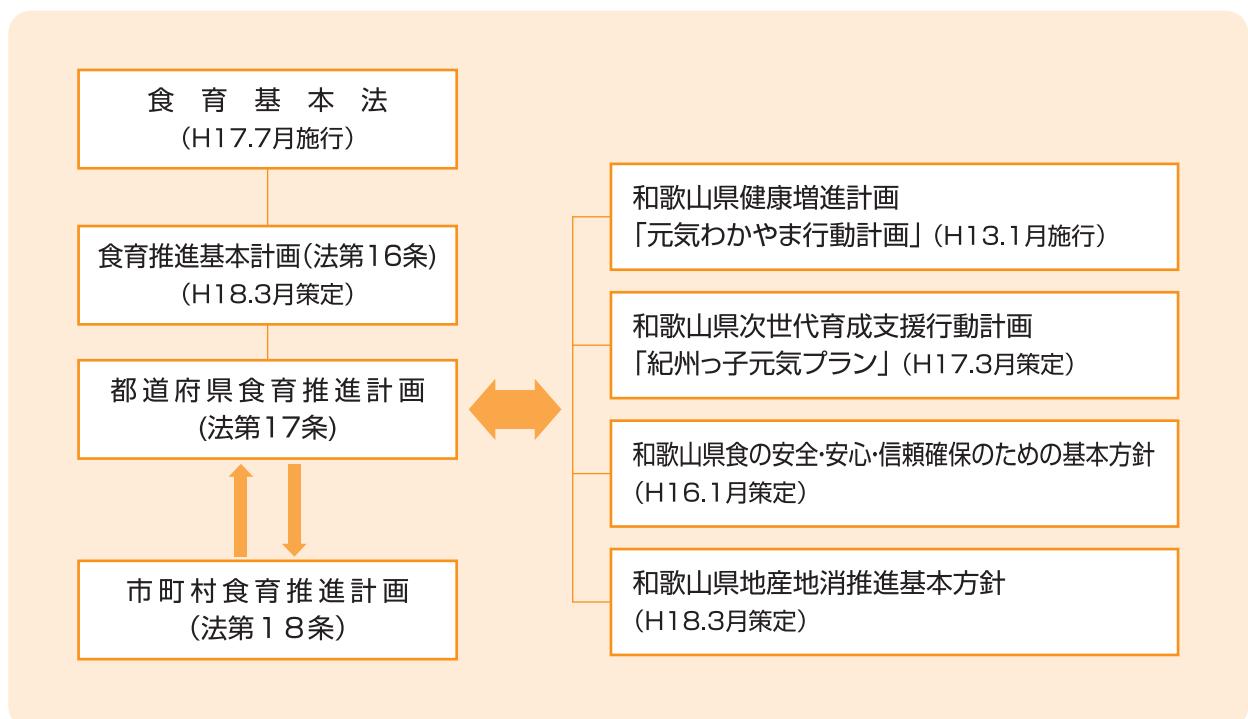
● 伝統ある食文化の喪失や食べ残しなどにより食品が廃棄されるなど、食への感謝の念が薄らいできている一方、BSEや高病原性鳥インフルエンザ、食品の偽装表示、無登録農薬の使用問題など食をめぐる多くの問題が発生したことにより、食品

の安全性に対する不信感の強まりとともに、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっているものの、若年層では、食の消費行動において、経済性志向が高くなっています。

こうした「食」の背景を元に、県民一人ひとりが食に関する意識を高め、健全な食生活を実践することが求められるとともに、食への感謝の念や理解を深めつつ、豊かな食文化の伝承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進などに取り組むことが喫緊の課題となっています。

(3) 計画の位置付け・性格

本計画は、食育基本法第17条に基づく計画として位置づけ、和歌山県の特色を活かした食育推進のビジョン及び具体的施策の方向性を示し、実施にあたっては、既存の関連計画等と調和を図り、食育を推進します。



(4) 計画の期間

- ・平成19年度～平成23年度とします。
- ・計画期間中に状況の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。